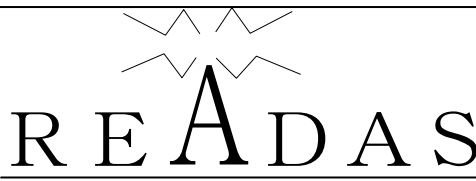


第 4974 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 5月 1日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 小規模企業共済の取扱い

Q：小規模企業共済の対象が広がったようですが、どのようになったのですか？

A：常時使用する従業員数が20人以下の宿泊業又は娯楽業を営む事業者も対象になりました。

【解説】

小規模企業共済制度とは、個人事業者や共同経営者等が廃業又は退任した後の生活資金をあらかじめ積み立てておこうとする制度です。

掛金は毎月1,000円から7万円までの範囲で自由に決められ、全額所得控除の対象となります。

また共済金は退職所得又は公的年金等（雑所得）として扱われるなど、税制面での恩典もたくさん盛り込まれています。

制度の対象となる事業者は、次のようになっていましたが、サービス業のうち娯楽業、宿泊業については、20人以下の事業者等について適用されることとなりました。

- ①建設業、製造業、運輸業、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社の役員
- ②商業（卸売業・小売業）、サービス業を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社の役員
- ③6. 上記①、②に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

